三十五　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二十九条
三十六　国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十九条
三十七　国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十六条
三十八　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十六条
三十九　独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十五条
四十　独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）第十五条
四十一　独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十九条
四十二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三十八条及び第三十九条
四十三　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第五十二条
四十四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第四十八条
四十五　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第三十四条から第三十六条まで
四十六　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百二十三条第一項から第三項まで及び第二百二十四条第一項
四十七　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十九条
四十八　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第二十五条
四十九　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八十四条及び第八十五条
五十　景観法（平成十六年法律第百十号）第百一条
五十一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第九条
五十二　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第三十二条並びに附則第二十五条第一項及び第二項
五十三　モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第十一条第二項及び第三項
五十四　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第七条第一項
五十五　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第四十三条
五十六　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第四十条及び第四十一条
五十七　領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）第十二条及び第十三条
五十八　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二十条の二
五十九　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第十三条及び第十四条
六十　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十六条第一項及び第三十七条第一項
六十一　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第九十九条及び第百条
六十二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第六十三条
六十三　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十三条
六十四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六十一条

（水難救護法の一部改正）

第二百四十三条　水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「五十円」を「二万円」に改める。

第三十二条中「一月以上」を削り、「重禁錮ニ処シ二十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

第三十三条中「五円以上五十円」を「二万円」に改める。

第三十四条中「重禁錮」を「拘禁刑」に、「三十円以上三百円」を「二万円」に改める。

第三十五条ノ二中「附記押捺シタル者ハ二円以上二十円」を「付記押捺シタル者ハ二万円」に改める。

（鉄道営業法の一部改正）

第二百四十四条　鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「三十円」を「二万円」に改める。

第二十五条中「懲役又ハ五百円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

第二十六条及び第二十八条中「三十円」を「二万円」に改める。

第二十九条、第三十条、第三十一条及び第三十二条中「五十円」を「二万円」に改める。

第三十三条中「三十円」を「二万円」に改める。

第三十四条中「十円以下ノ」を削る。

第三十六条第一項中「五十円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条中「十円以下ノ」を削る。

第三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「三十円」を「二万円」に改める。

第四十一条第一項中「百円」を「二万円」に改める。

（航海の制限等に関する件の一部改正）

第二百四十五条　航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「懲役若ハ禁錮又ハ五千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

（船員法の一部改正）

第二百四十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条から第百二十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一号を加える。

四　外国において脱船したとき。

第百二十八条の二を削り、第百二十八条の三を第百二十八条の二とする。

第百二十九条、第百三十条、第百三十一条の二及び第百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海上保安庁法の一部改正）

第二百四十七条　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同項第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「払拭する」を「払拭する」に改める。